

建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年九月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五十九号

建設工事執行規則の一部を改正する規則

建設工事執行規則（平成八年広島県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(契約書) 第九条 請負契約については、相手方決定の日から五日（広島県の休日を含める）（平成元年広島県条例第二号）第一条第一項に規定する県の休日を除く。）以内に別記様式第一号による建設工事請負契約書又は別記様式第二号による建設工事請負仮契約書を作成しなければならぬ。ただし、やむを得ない場合は、当該期間を延長することができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第一項及び前項の規定により作成することとされている契約書については、契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成し、電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。）を行うことをもつて、当該契約書の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該契約書とみなす。</p> <p>5 (情報通信の技術を利用する方法) 第六十二条 この規則の規定において書面により行わなければならないこととされている催告、請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。</p> <p>第六十三条・第六十四条 (略)</p>	<p>(契約書) 第九条 請負契約については、相手方決定の日から五日（広島県の休日を含める）（平成元年広島県条例第二号）第一条第一項に規定する県の休日を除く。）以内に別記様式第一号による建設工事請負契約書又は別記様式第二号による建設工事請負仮契約書を作成しなければならぬ。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第六十二条・第六十三条 (略)</p>

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

別記様式第1号（第9条関係）

建設工事請負契約書

印
紙

- 1-6 (略)
7 解体工事に要する費用等

8 (略)

9 特約事項

(略)

この契約の締結を証するため、契約書 通 を作成し、当事

者 記名・押印 の上、各自 その1通を所持する。
電子署名 の上、各自 この電磁的記録を保有する。

(略)

注1 (略)

注2 不用な文字は、消すこと。

改正前

別記様式第1号（第9条関係）

建設工事請負契約書

印
紙

- 1-6 (略)
7 解体工事に要する費用等

- (1) 解体工事に要する費用 ¥ _____
(2) 再資源化等に要する費用 ¥ _____
(3) 分別解体等の方法

(4) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

8 (略)

9 特約事項

(略)

この契約の締結を証するため、契約書 通 を作成し、当事者記名

・押印の上、各自その1通を所持する。

(略)

注 (略)

様式第2号 (第9条関係)

建設工事請負仮契約書

印
紙

- 1-6 (略)
7 解体工事に要する費用等

8 (略)

9 特約事項
(略)

この仮契約の締結を証するため、仮契約書 通
この電磁的記録 を作成し、

当事者 記名・押印 の上、各自 その1通を所持する。
電子署名 この電磁的記録を保有する。

(略)

注1 (略)

注2 不用な文字は、消すこと。

様式第2号 (第9条関係)

建設工事請負仮契約書

印
紙

- 1-6 (略)
7 解体工事に要する費用等
(1) 解体工事に要する費用 ¥
(2) 再資源化等に要する費用 ¥
(3) 分別解体等の方法

(4) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

8 (略)

9 特約事項
(略)

この仮契約の締結を証するため、仮契約書 通を作成し、当事者
記名・押印の上、各自その1通を所持する。

(略)

注 (略)

様式第3号 (第9条関係)

建設工事変更請負契約書

印
紙

- 1・2 (略)
3 変更事項
(1)-(5) (略)
(6) 解体工事に要する費用等

(7)・(8) (略)
上記のとおり 年 月 日締結した請負契約を変更す
る契約の締結を証するため、契約書 通
この電磁的記録 を作成し、当事者
記名・押印 の上、各自 その1通を所持する。
電子署名 の上、各自 この電磁的記録を保有する。
(略)

注1 (略)
注2 不用な文字は、消すこと。

様式第3号 (第9条関係)

建設工事変更請負契約書

印
紙

- 1・2 (略)
3 変更事項
(1)-(5) (略)
(6) 解体工事に要する費用

変 更 前	変 更 後
¥	¥

(7) 再資源化等に要する費用

変 更 前	変 更 後
¥	¥

(8) 分別解体等の方法

(9) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

(10)・(11) (略)
上記のとおり 年 月 日締結した請負契約を変更す
る契約の締結を証するため、契約書 通を作成し、当事者記名・押
印の上、各自その1通を所持する。

注 (略) (略)

様式第4号 (第9条関係)

建設工事変更請負仮契約書

印
紙

- 1・2 (略)
3 変更事項
(1)-(5) (略)
(6) 解体工事に要する費用等

(7)・(8) (略)
上記のとおり 年 月 日広島県議会の議決を得て

締結した請負契約を変更する仮契約の締結を証するため、仮契約
この電
書 通 を作成し、当事者 記名・押印 の上、各自 その1
磁的記録 電子署名 この電
通を所持する。
磁的記録を保有する。

(略)

注1 (略)
注2 不用な文字は、消すこと。

様式第4号 (第9条関係)

建設工事変更請負仮契約書

印
紙

- 1・2 (略)
3 変更事項
(1)-(5) (略)
(6) 解体工事に要する費用

変 更 前	変 更 後
¥	¥

(7) 再資源化等に要する費用

変 更 前	変 更 後
¥	¥

(8) 分別解体等の方法
(9) 再資源化等をする施設の名称及び所在地
(10)・(11) (略)
上記のとおり 年 月 日広島県議会の議決を得て

締結した請負契約を変更する仮契約の締結を証するため、仮契約
書 通を作成し、当事者記名・押印の上、各自その1通を所持す
る。

(略)

注 (略)

附 則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。